第5章 安全教育と安全管理における組織活動







学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活が送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

第1節 学校における体制整備

ポイント

- 学校安全の活動は、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、当該教職員を中心として、全ての教職員がそれぞれ果たすべき役割を踏まえて一体となって取り組むことが重要である。
- また、教職員が学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めるためには、最新の情報を踏まえ、また、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合できるようにしなければならない。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。特に、教科担任制である中学校や高等学校においては、教育課程を点検・評価しながら、地域・家庭と連携しつつ教科等横断的に安全教育を推進する体制を意識して構築することが重要である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

特に、事故等発生時及び事後には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童生徒等の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければならない。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要がある。また、各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要である。

さらに、危機管理マニュアルの作成・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにすることが大切である。

2 教職員研修

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。また、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

(1) 学校安全の中核となる教師の養成と研修体制

国において各地域(都道府県等)で講師となる学校安全の中核となる教師を養成することを 目的として実施している「学校安全指導者養成研修」(独立行政法人教職員支援機構)や、各地 域において地域の実情を踏まえた内容や方法で実施される各種研修では、学校安全に関する様々 な情報が提供されている。

こうした研修で提供される最新の情報を各学校内で十分に伝達・活用し、全ての教職員が、 学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識をもつとともに、児童生徒 等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能、児童生徒等の健康と安全を守る上で 必要なことを身に付けておかなければならない。

(2) 最新の情報を取り入れた校内研修の充実

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、まずは、各学校で策定されている学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底を前提としつつ、併せて、上記の研修で提供された最新の情報を全教職員が共有できるよう、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

第2節 家庭・地域・関係機関との連携

ポイント

- 安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、 児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係 機関との連携が不可欠である。
- その際、地域や学校の実情に応じて、様々な形での連携体制づくりやボランティア等の協力を得ることが考えられる。
- また、教育委員会が積極的に関係部局や関係機関等と連携を図り、学校を支援することが大切である。

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

1 学校安全推進のための連携体制づくり

連携体制づくりについては、例えば、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員¹¹と連携して地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議

¹¹ 地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。地域のボランティアの窓口・コーディネーター。社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱することができる。

会、地域の交通安全や防犯に係る様々な協議の場等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。例えば、不審者対応で言えば、日頃から学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備することが重要である。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校や、公立学校と私立学校・国立大学附属学校等との学校間でも連携し、学校安全に縦横両方向から連続して取り組むことも重要である。このとき、協議会等の合同設置や、ほかの委員会など既存の組織を活用することなどにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能である。地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等が連携を図りながら、地域にある学校が安全に関する情報共有ネットワークの中に含まれるよう留意して対応することが必要である。

また、地域特性等を適切に理解して安全教育、安全管理を行うためには、専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、効果的な取組を進めていくことが重要である。

このとき、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しについて、保護者や地域住民、 関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画や危機管理マニュアルを周 知して協力体制を整備すること、学校の安全教育、安全管理の方針を具体的に共有することが 重要である。

また、こうした連携・協働の取組も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した学校安全に係る人的体制を充実する取組を今後とも進めることが必要である。

2 家庭、地域等との連携・協働

学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針等を 保護者や地域住民との間で具体的に共有し、協力を求めたり、保護者・地域住民の学校運営な どに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。

学校運営協議会の場や、例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した 取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授 業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・ 交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・ 地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全に関 する取組が行われるようにすることが必要である。

特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要である。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。

3 地域の住民やボランティア等との連携方策

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われている。教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要である。

また、安全教育に関わる授業等において、例えば地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないか、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動などの状況への理解が深まる。

その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携 して地域学校協働活動を推進すること等が考えられるが、このほかにも、地域学校安全委員会 等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていく ことが必要である。

4 教育委員会・設置者の役割

教育委員会・設置者は、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも重要な役割を果たしている。校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務がある。また、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示などを含め訓練を積み重ねておくことも大切である。また、例えば、報道などへの対応について、状況によっては設置者に窓口を一本化したり、必要な人員を派遣したりすることなどが考えられる。

さらに、学校の所有者又は管理者には、災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など、学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要である。

また、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全 教育を推進していく上でも教育委員会は重要な役割を果たしている。

家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりに関しては、例えば、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱等により地域学校協働活動を推進する中で、学校安

全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、 地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有 や意見交換を日常的に行うことが必要である。このとき、教育委員会・設置者はこうした体制 整備等について、中心となって取り組むことが望まれる。

また、私立学校担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においても、日頃から学校事故の情報収集に努め、必要に応じて所轄の学校に対し、学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等に係る支援・助言を行うとともに、所轄の学校等が行う取組に対して支援・助言を行うことが求められる。また、事故等が発生した際には、必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えておくことが求められる。

私立学校や国立大学附属学校については、学校安全に関する情報が入りにくいという課題もあることから、設置者や学校同士の連携や、地域の情報共有の場への参画を図るとともに、地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等の関係者が積極的に連携を図りながら地域一体となって学校安全の対応を行うことが必要である。

ポイント

- 教育委員会・設置者は、各学校における教育課程の編成・管理・実施を支援し、計画 的・組織的な安全教育の充実を図る。
- 教育委員会・設置者は、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的 に実態を把握し、指導・助言を行う。
- 教育委員会・設置者は、事故、自然災害、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。
 - ①教育委員会内の危機管理体制の整備
 - ②関係部局や関係機関等と連携を図った支援体制の整備
 - ③家庭・地域との連携・協働体制の整備
 - ④学校や幼稚園・保育所等との情報収集・提供体制の整備
- 教育委員会・設置者は、安全確保のため、施設設備等の整備充実等に努める。